

京都ユビキタスマュージアム推進機構規約

(名称)

第1条 本機構は、京都ユビキタスマュージアム推進機構と称する。

(目的)

第2条 本機構は、ユビキタス特区を推進する産学公のプラットフォームとして、最新技術の活用や電波利用を通じて、観光や安心安全、環境などの様々な分野での新しいビジネスモデルの実現を図り「ユビキタス時代の新しい生活文化の創造」を目指すとともに、ICT最先端サービスの実用先進地域としての新しい京都の魅力を国内外に発信することを目的とする。

(事業)

第3条 本機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ユビキタス特区プロジェクトの推進
- (2) ユビキタス社会の実現に向けた新しいサービスの実用化・普及の促進
- (3) 他の特区地域及びプロジェクトとの相互交流、情報交換
- (4) ケータイ国際フォーラムとの連携
- (5) その他必要な諸事業

(会員)

第4条 本機構の会員は、本機構の目的に賛同し、代表の承認を得た法人、団体、組合、大学、研究機関及び地方公共団体等とする。

(役員)

第5条 本機構に、次の役員を置く。

- (1) 代表
 - (2) 運営委員
 - (3) 監事
- 2 本機構の代表には、京都府商工労働観光部長を充てる。
- 3 運営委員及び監事は、代表が選任する。

(役員の仕事)

第6条 代表は本機構を代表し、業務を総理する。

- 2 運営委員は、代表とともに運営委員会を組織し、次の事項を審議し決定する。
- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他本機構に関する重要な事項
- 3 監事は、本機構の業務及び会計を監査する。

4 監事又は監事が指名する者（本機構の会計事務を担当していない者に限る。）は、会計処理が適切になされているか定期的に監査を行う。

（役員任期）

第7条 役員任期は、平成23年3月31日までとする。

（顧問）

第8条 代表は、重要な事項について助言を得るため、運営委員会の承認を得て、顧問を置くことができる。

（運営委員会）

第9条 運営委員会は、代表が招集する。

2 運営委員会の議長は、代表が務める。

3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立する。

4 代表は、やむを得ない場合は、運営委員の代理出席を認めることができる。

5 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

（委員会）

第10条 代表は、本機構の目的を達成するため、運営委員会の承認を得て委員会を置くことができる。

2 委員会には、代表が指名した委員長を置く。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の承認を得て代表が別に定める。

（経費の支弁）

第11条 本機構の経費は、分担金、会費、参加費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

（会計年度）

第12条 本機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第13条 本機構の事務局は、京都府商工労働観光部ものづくり振興課に置く。

（その他）

第14条 本規約に定めるほか、本機構に関する必要な事項については、運営委員会の承認を得て代表が別に定める。

附則 この規約は、本機構の設立の日から施行する。